

新町建設計画（案）

平成16年12月

都幾川村・玉川村合併協議会

目 次

はじめに	1
I 序論	2
1 合併の必要性	2
2 計画策定方針	3
II 新町の概況	5
1 位置・地勢	5
2 面積	5
3 人口・世帯・産業	6
4 住民意向	10
III 主要指標の見通し	12
IV 建設の基本方針	14
1 まちづくりの目標	14
2 基本方針	14
3 土地利用方針	15
4 地域のまちづくり方針	16
V 新町の施策	17
1 生活基盤の整備・保全	18
2 生活環境の整備・保全	20
3 福祉・保健・医療の充実	21
4 教育・文化の創造・継承	23
5 地域産業の創出・活性化	25
6 地域コミュニティの形成	27
7 計画的な行財政運営	28
8 重点プロジェクトの推進	29
VI 新町における県事業の推進	31
VII 公共施設の統合整備計画	33
VIII 財政計画	34

はじめに：合併の背景と経緯

都幾川村と玉川村は、豊かな森林に囲まれ、都幾川及び雀川の清流に沿って集落や市街地を形成してきました。

都幾川村は、1,300 年の歴史を持つ慈光寺に端を発する伝統ある建具の里として知られ、杉、桧を中心とした優良な森林に囲まれた人情豊かな美しい村であり、明治 22 年の合併以降、昭和 30 年に明覚村、平村、大柵村が合併し現在の都幾川村となりました。

玉川村は、丘陵と平地などの地形から自然に恵まれ、江戸時代には幕府の機関である玉川陣屋が置かれて周辺 50 か村の中心地であり、明治 22 年の市制町村制の施行に伴い、玉川郷、田黒村、五明村、日影村が合併して玉川村となり、現在に至っています。

両村は豊かな自然環境を背景に農林業を主な産業として発展してきましたが、昭和 40 年代以降の都市化の進行の中で、定住人口の増加、工場やゴルフ場の立地など、多様な産業、土地利用の変化を遂げてきました。

21 世紀に入り、開発主体の地域づくりから人々を取り巻く自然環境の重視、少子高齢による行財政需要の変化、地方分権による住民自治の強化など、これまでにない新たな状況が生まれています。特に、国や地方の財政が厳しい状況の中で、国の構造改革に基づき、自立した自治体が求められ、多様化する行政需要に対応するためには効率的な行財政運営を図る必要があります。

また、平成 15 年 11 月に出された第 27 次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」では、おおむね人口 1 万未満の小規模な市町村は、都道府県が策定する市町村合併に関する構想の対象とすべきとされています。特に、都道府県知事が行う合併協議会の設置や合併に関する勧告、あっせん等によっても合併困難な市町村に対しては、組織機構を簡素化した上で、法令上義務づけられた事務については、窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても、検討する必要があるとしています。

そこで、都幾川村と玉川村は、隣接する自治体として、共通する地域課題を解決する必要があることから、より合理的な行財政運営と住民自治の一層の発展を図るために、平成 16 年 11 月に法定の合併協議会を設立することになりました。

I 序論

1 合併の必要性

(1) 共通する生活圏への対応

都幾川村と玉川村は、J R八高線明覚駅を中心に市街地を形成するとともに、県道大野東松山線沿道に連続して集落が立地しています。また、明覚駅を挟んで、両村役場や公共施設が隣接しており、通勤、通学をはじめ施設利用など、一体的な生活圏を構成しています。また、歴史的にも、文化の面でも日常的な交流が盛んであり、交通面でも、都幾川村及び玉川村の代替バスを両村民が利用するなど、共通する生活圏を構成しており、両村を一体的な生活圏とした行政運営により、共通する課題を解決する必要があります。

(2) 生活基盤整備への対応

都幾川村と玉川村は、両村で設置した水道企業団による上水道の安定供給を図るとともに、水源の確保及び給水施設整備等を共同体制で実施しています。また、ごみ・し尿処理は両村を含む小川地区衛生組合による広域行政を進めています。村民の大切な足となる公共交通機関では、J R八高線への対応と合わせて、両村は代替バスの運行を行っており、また、村民の生活基盤となる施設整備においても、共通の課題を抱えているなど、両村の連携による合理的な行政運営が求められています。

(3) 都幾川流域としての環境保全と産業活性化

都幾川村と玉川村は、林業を共通の産業とするとともに、埼玉県の水源地域でもあり、緑と水に代表される自然環境の保全という共通の課題を抱えています。21世紀に入り、自然環境が再評価される時代となり、県民の水源地域として環境保全を自ら進め、同時に埼玉県や下流域の自治体に対して、共同して働きかけることも必要です。

同時に両村は、農林業に関する農業協同組合及び森林組合も共通しており、農林業の活性化を図るためには、共通の施策を展開する必要があります。また、両村は自然資源だけでなく、歴史文化資源も豊富であり、両村の地域資源の連携と有効活用を図ることにより、新たな観光産業を創出できる可能性があります。

(4) 行財政基盤の強化

少子高齢の進行に伴い行政需要も変化し、限られた財源の中で、公共施設の有効利用や合理的な施策展開が求められています。特に、自主財源に乏しい小規模な村においては、経済基盤の強化が重要な課題となります。そこで、自主的、自立的な行政運営を進めるため、合併により効率的な行政を実現し、行財政基盤を強化することや、市町村合併に伴う国の優遇措置を活用し、地域づくりを進めることも有効な方法と考えられます。

(5) 地方分権への対応

市町村合併は、地方分権による新しい自治体づくりであると同時に、国の行財政改革の一端を担うものでもあります。行財政基盤の強化による自立的行政運営と併せて、住民の主体的な地域づくりを推進し、住民自治を一層発展させる必要があります。

2 計画策定方針

(1) 計画の趣旨

新町建設計画は、都幾川村と玉川村が合併し誕生する新町のまちづくりの基本方針を定め、これに基づく計画を策定し、その実現により、両村の速やかな一体性の確立と住民福祉の向上を図るとともに、新町の均衡ある発展を目指すものです。

(2) 計画の構成

この計画は、新町を建設するための基本方針、基本方針実現のための主要施策、県事業、公共施設の統合整備及び財政計画で構成しています。

(3) 計画の期間

新町建設計画期間は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 か年度とします。

(4) 住民意向の反映

新町建設計画の策定に当たっては、比企地域 3 町 3 村合併協議会において実施したアンケートと現在の両村の総合振興計画、また、平成 16 年 10 月 18 日に全戸配布した 2 村合併に関するアンケート、さらには、協議会だよりやホームページなどの広報広聴事業により、住民の声を計画の中に反映するよう努めるものとします。

(5) 計画策定の基本的な考え方

- ア 新町建設計画は、合併後の新町において策定することとなる新町の総合振興計画の指針となるものです。
- イ 新町のまちづくりの基本方針の策定に当たっては、将来を見据えた総合的かつ長期的視野に立つものです。
- ウ 新町建設計画は、その実施を通じて、地域住民の生活水準・文化水準を高める役割を担うものとします。
- エ 新町建設計画は、その実施を通じて、適正な職員体制等行政改革を推進し、組織及び運営の合理化を図るものとします。
- オ 新町建設計画は、単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮するものとします。
- カ 公共施設の統廃合については、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、さらに財政事情も考慮のうえ検討するものとします。
- キ 新町の財政計画については、地方交付税、国や県の負担金及び補助金、地方債等

の依存財源を過大に見積もることなく、新町においても健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。

II 新町の概況

1 位置・地勢

都幾川村及び玉川村は、埼玉県のほぼ中央、比企郡西部に位置し、東は嵐山町、南は鳩山町、越生町、飯能市、西は横瀬町、秩父市、北は東秩父村、小川町に接しており、東西約 13 km、南北約 9 km の村域であり、面積は、都幾川村が 41.39k m²、玉川村が 14.38k m² で合計 55.77k m² となります。

両村は、秩父山地東縁から東松山台地に接するところに位置し、都幾川村は村域の大半を森林に囲まれた山間地域、玉川村は山地から丘陵、台地に至る里山地域となっています。都幾川村中の央部には都幾川、玉川村の中央部には雀川が流れ、玉川村南部で合流しており、両村ともこれらの河川の水源地域となっています。

道路は、県道大野東松山線が都幾川に沿って東西方向、県道飯能寄居線が南北方向に通じ、秩父、東松山、小川、越生方面への幹線道路を構成しています。

2 面積

土地利用面積は、都市計画基礎調査によれば、都幾川村は、山林が特に多く 72.8%、次いでその他の自然地在が 9.3%、畑が 5.8% であり、自然的土地利用が 90.1% を占めています。玉川村は、山林が 54.3% と過半を占め、次いで公共空地が 9.3%、畑が 8.9%、住宅用地が 8.2%、工業用地が 3.8%、道路用地が 3.7%、田が 3.6% となっており、自然的土地利用が 70% 弱、都市的土地利用が 30% 強を占め、工業用地の比率が高いことが特徴です。

新町は、都幾川村の面積が玉川村の面積の約 3 倍を占めることから、自然的土地利用の比率が高く、山林が 68.0%、次いでその他の自然地在が 7.0%、畑が 6.6%、公共空地が 5.3% となります。

表 土地利用面積の状況（都市計画基礎調査 平成 12 年）

区分		田	畑	山林	水面	その他の自然地在	住宅用地	商業用地	工業用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	合計
面積 ha	都幾川村	60.8	239.5	3011.9	34.7	382.9	91.2	10.8	23.6	11.4	83.2	2.5	162.4	0.0	24.2	4139.1
	玉川村	52.4	127.8	781.2	15.1	6.5	117.2	7.8	54.3	17.1	52.6	3.7	133.4	0.0	68.9	1438.0
	合計	113.2	367.3	3793.1	49.8	389.4	208.4	18.6	77.9	28.5	135.8	6.2	295.8	0.0	93.1	5577.1
構成比	都幾川村	1.5%	5.8%	72.8%	0.8%	9.3%	2.2%	0.3%	0.6%	0.3%	2.0%	0.1%	3.9%	0.0%	0.6%	100%
	玉川村	3.6%	8.9%	54.3%	1.1%	0.5%	8.2%	0.5%	3.8%	1.2%	3.7%	0.3%	9.3%	0.0%	4.8%	100%
	合計	2.0%	6.6%	68.0%	0.9%	7.0%	3.7%	0.3%	1.4%	0.5%	2.4%	0.1%	5.3%	0.0%	1.7%	100%

3 人口・世帯・産業

平成 12 年の国勢調査では、両村の総人口は 13,966 人で、昭和 55 年の 11,131 人以降増加していましたが、平成 7 年から平成 12 年にかけて都幾川村の人口が減少したことから、平成 7 年をピークに若干減少しています。世帯数は 4,056 世帯で、昭和 55 年の 2,570 世帯以降増加傾向にあります。世帯当たり人口は昭和 55 年の 4.33 人から平成 12 年は 3.44 人と減少しており、人口増加が鈍化する中で、世帯分離が進み核家族化する傾向が伺えます。

平成 12 年以降の状況を住民基本台帳の人口でみると、都幾川村だけでなく、玉川村の人口も若干減少し始め、平成 12 年の 14,324 人から平成 16 年は 13,830 人となっています。また、世帯当たり人口も、平成 12 年の 3.43 人から平成 16 年は 3.18 人に減少し、核家族化の傾向が一層強まっていると考えられます。

表 人口推移（国勢調査）

区分		昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口	都幾川村	6,824	7,698	8,224	8,637	8,294
	玉川村	4,307	4,799	5,265	5,614	5,672
	合計	11,131	12,497	13,489	14,251	13,966
世帯数	都幾川村	1,583	1,895	2,112	2,339	2,417
	玉川村	987	1,189	1,385	1,579	1,639
	合計	2,570	3,084	3,497	3,918	4,056
人口/世帯	都幾川村	4.31	4.06	3.89	3.69	3.43
	玉川村	4.36	4.04	3.80	3.56	3.46
	合計	4.33	4.05	3.86	3.64	3.44

表 近年の推移（住民基本台帳 3 月 31 日現在）

区分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 16 年
総人口	都幾川村	8,255	8,810	8,575	8,143
	玉川村	5,233	5,673	5,749	5,687
	合計	13,488	14,483	14,324	13,830
世帯数	都幾川村	2,091	2,370	2,483	2,510
	玉川村	1,340	1,566	1,699	1,844
	合計	3,431	3,936	4,182	4,354
人口/世帯	都幾川村	3.95	3.72	3.45	3.24
	玉川村	3.91	3.62	3.38	3.08
	合計	3.93	3.68	3.43	3.18

年齢別人口は、平成 12 年の国勢調査では年少人口（0～14 歳）が 2,090 人（構成比 15.0%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 9,318 人（同 66.7%）、高齢人口（65 歳以上）が 2,558 人（同 18.3%）であり、両村の年齢別人口構成は類似しています。昭和 55 年と比較すると、年少人口は構成比で 21.8%から 15.0%へと 6.8 ポイント減少する一方、高齢人口は 11.6%から 18.3%へと 6.7 ポイント増加し、少子高齢化の傾向が強まっています。

表 年齢別人口の推移（国勢調査）

区分		昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口	都幾川村	6,824	7,698	8,224	8,637	8,294
	玉川村	4,307	4,799	5,265	5,614	5,672
	合計	11,131	12,497	13,489	14,251	13,966
0～14 歳	都幾川村	1,452	1,713	1,681	1,607	1,238
	玉川村	980	1,115	1,105	1,031	852
	合計	2,432	2,828	2,786	2,638	2,090
	(構成比)	都幾川村	21.3%	22.3%	20.4%	14.9%
		玉川村	22.8%	23.2%	21.0%	15.0%
		合計	21.8%	22.6%	20.7%	15.0%
15～64 歳	都幾川村	4,534	5,009	5,363	5,599	5,478
	玉川村	2,868	3,147	3,484	3,763	3,840
	合計	7,402	8,156	8,847	9,362	9,318
	(構成比)	都幾川村	66.4%	65.1%	65.2%	64.8%
		玉川村	66.6%	65.6%	66.2%	67.7%
		合計	66.5%	65.3%	65.6%	66.7%
65 歳以上	都幾川村	834	976	1,180	1,423	1,578
	玉川村	459	537	676	820	980
	合計	1,293	1,513	1,856	2,243	2,558
	(構成比)	都幾川村	12.2%	12.7%	14.3%	19.0%
		玉川村	10.7%	11.2%	12.8%	17.3%
		合計	11.6%	12.1%	13.8%	18.3%

注 1 年齢別データは分類不能なものを除いていますので、総人口と一致しない場合があります。

産業別就業者数は、平成 12 年の国勢調査では第 1 次産業就業者が 322 人（構成比 4.6%）、第 2 次産業就業者が 3,248 人（同 46.1%）、第 3 次産業就業者が 3,472 人（同 49.3%）であり、第 1 次産業就業者は極めて少なく、第 2 次、第 3 次産業就業者がほぼ半数ずつを占めています。平成 2 年以降、第 2 次産業就業者の減少が著しく、実数で 440 人、構成比で 7.7 ポイント減少しています。一方、第 3 次産業就業者数は、平成 2 年以降実数で 682 人、構成比で 8.6 ポイント増加しています。

表 産業別就業人口の推移（国勢調査）

区分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
就業者	都幾川村	4,121	4,213	4,102
	玉川村	2,732	2,937	2,940
	合計	6,853	7,150	7,042
第 1 次産業	都幾川村	173	138	182
	玉川村	202	188	140
	合計	375	326	322
	(構成比)			
	都幾川村	4.2%	3.3%	4.4%
	玉川村	7.4%	6.4%	4.8%
	合計	5.5%	4.6%	4.6%
第 2 次産業	都幾川村	2,303	2,253	1,882
	玉川村	1,385	1,414	1,366
	合計	3,688	3,667	3,248
	(構成比)			
	都幾川村	55.9%	53.5%	45.9%
	玉川村	50.7%	48.1%	46.5%
	合計	53.8%	51.3%	46.1%
第 3 次産業	都幾川村	1,645	1,822	2,038
	玉川村	1,145	1,335	1,434
	合計	2,790	3,157	3,472
	(構成比)			
	都幾川村	39.9%	43.2%	49.7%
	玉川村	41.9%	45.5%	48.8%
	合計	40.7%	44.2%	49.3%

注 1 第 1 次産業とは、農業、林業、漁業を統合したもの。

注 2 第 2 次産業とは、鉱業、建設業、製造業を統合したもの。

注 3 第 3 次産業とは、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業を統合したもの（前職産業は公務を含む）。

注 4 上記データは産業別に分類不能ものを除いています。

農林業の状況を見ると、農業では農家人口、農家数は、両村ほぼ同数であり、平成12年現在両村合わせて2,485人、567戸ですが、平成2年以降いずれも減少しています。また、専業農家は都幾川村が12戸、玉川村が22戸にすぎず、ほとんどが兼業農家という状況です。

林業では、平成12年現在、事業体数が239、面積が1,294haで事業体当たりの面積は5.4haとなっています。都幾川村は事業体数、面積いずれも玉川村を大きく上回っており、事業体当たりの面積も6.5haで玉川村の2.7haの2.4倍と経営規模も大きい状況が表れています。

表 専兼業別農家数の推移（農林業・農業センサス）

区分		平成2年	平成7年	平成12年
農家人口	都幾川村	1,970	1,674	1,223
	玉川村	1,867	1,466	1,262
	合計	3,837	3,140	2,485
農家数（戸）	都幾川村	421	362	281
	玉川村	389	328	286
	合計	810	690	567
専業農家数	都幾川村	26	32	12
	玉川村	26	27	22
	合計	52	59	34
(構成比)	都幾川村	6.2%	8.8%	4.3%
	玉川村	6.7%	8.2%	7.7%
	合計	6.4%	8.6%	6.0%
兼業農家数	都幾川村	395	330	269
	玉川村	363	301	264
	合計	758	631	533
(構成比)	都幾川村	93.8%	91.2%	95.7%
	玉川村	93.3%	91.8%	92.3%
	合計	93.6%	91.4%	94.0%

注1 平成12年の兼業農家数は農家数から専業農家数を引いた値

表 林家の現状（平成12年 農林業・林業センサス）

区分		事業体数	面積ha	面積/事業体
林家	都幾川村	168	1,100	6.5
	玉川村	71	194	2.7
	合計	239	1,294	5.4

4 住民意向

(1) まちづくりに関する住民アンケート調査（都幾川村、玉川村分）

3町3村の住民を対象に、平成15年12月に実施したまちづくりに関する住民アンケート調査により、両村の住民意向をみてみます（2村の回収率52.6%）。

現状評価では、両村とも公共交通機関の利便性、下水道整備、買い物等日常生活の利便性に対する評価が低く、合併後のまちづくりの重要施策としてこれらの項目が上位を占めています。

都幾川村は、「医療機関・医療体制の整備」が最も多く43.6%、次いで「高齢者のための施設やサービス」が36.9%、「買い物等の日常生活の利便性」が30.1%、「歩道整備などの交通安全対策」が29.9%、「公共交通機関の利便性」が29.0%となっています。

玉川村も「医療機関・医療体制の整備」が最も多く56.0%、次いで「買い物等の日常生活の利便性」が40.7%、「高齢者のための施設やサービス」が37.9%、「公共交通機関の利便性」が33.8%となっています。

合併した場合の効果としては、「行政サービスの向上」と「行財政運営の効率化」が特に多く、両村とも50%前後を占め、不安としては、都幾川村は「一部の地域だけが発展する」が特に多く55.5%、次いで「住民負担が高くなる」が50.4%であり、玉川村は「住民負担が高くなる」が特に多く57.3%、次いで「一部の地域だけが発展する」が47.8%となっています。「一部の地域だけが発展する」という回答が多いのは、3町3村の合併の場合、都幾川村及び玉川村が区域の中心部から離れていることによると考えられます。

合併後のまちづくりについては、都幾川村は「高齢者等にやさしい福祉のまち」が38.1%、「交通事故等のない安全なまち」が36.2%、「自然環境を大切にするまち」が33.5%、「保健等が充実した健康のまち」が29.7%、「生活環境が整ったまち」が28.0%で上位を占めています。玉川村も同様の5項目が上位を占めますが、「自然環境を大切にするまち」が最も多く36.8%、次いで「保健等が充実した健康のまち」が34.5%の順となっています。

(2) 2村合併に関するアンケート

平成16年10月に実施した都幾川村、玉川村の2村合併に関するアンケート（回収率40.0%）では、合併の協議を進めることについては、賛成が52.5%、どちらかといえば賛成が22.8%を占め、約75%が賛意を示しています。

行財政改革については、「事業選択・改革・廃止」など事業のあり方に関する改革の必要性が最も多く26.0%、次いで「職員（人件費）・組織改革」が21.0%、「サービス向上」が19.3%となっています。

また、今後充実すべき行政分野（複数回答）については、都幾川村は「少子高齢化対策、障害者などへの福祉面」が最も多く55.0%、次いで「雇用対策などの産業・経済面」が50.4%、「道路など施設面」が36.8%となっています。

玉川村も「少子高齢化対策、障害者などへの福祉面」が最も多く49.0%、次いで「雇

用対策などの産業・経済面」が 39.6%、「防犯、防災などの安全面」が 36.5%となっています。

(3) その他の調査

都幾川村では、農村振興計画策定に際し、平成 14 年 11 月に、大人及び小中学生を対象としたアンケート調査を行っています(回収率:大人 43.0%、小中学生 93.5%)。この結果では、大人は、村が優先的に整備するものとして、公園・緑地・遊び場等、交通安全施設、情報施設をあげ、村の将来については、「高齢者や子どもが会話しやすい教育・文化のむら」、「自然公園や伝統文化を守る田園文化地域」、「観光客と特産品を結びつけた農村の活性化」、「生活環境を整備し近隣地域へ通う居住地」が上位を占めています。小学生は、都幾川村のよいところとしては「美しい山や川に囲まれた自然がたくさんあって、自然と遊べる」、今後整備してもらいたいものとしては「空き地を利用した公園・緑地などの整備」、将来の村づくりとしては「教育・文化を盛んにしたむらづくり」が特に多くなっています。中学生も小学生と同様の傾向ですが、将来の村づくりとして、「観光を盛んにしたむらづくり」が最も多いことが特徴です。

玉川村では、平成 15 年 12 月から平成 16 年 1 月にかけて住民意識調査を実施しています(回収率:79.0%)。この結果では、住民のまちづくりに関する関心は高く、住環境では自然の豊かさには満足している一方、利便性や医療に関しては不満が高く、今後のまちづくりの方向性としては、福祉や医療が充実し、自然環境を活かしたまちづくりを望んでいます。

III 主要指標の見通し

都幾川村と玉川村の人口は、近年、停滞から減少する傾向にあり、平成 17 年の 13,600 人（推計値）から平成 27 年には 1,000 人減少し 12,600 人、平成 32 年には 12,000 人になると予測されます。概ね 10 年後の平成 27 年の時点では、年少人口は 1,300 人、構成比で約 10%、生産年齢人口は 7,600 人、約 60%、老年人口は 3,700 人、約 30%となり、一層の少子高齢化が進行することが予測されます。

今後は、日本全体の人口が減少する状況にあり、過大な人口増加は望める時代ではなく、現在地域に居住する人々の生活を大切に、安心して生き生きと暮らせる地域社会を目指すことが重要です。人々の生き生きとした生活をもとに地域の魅力を創り出し、交流人口を増加させ、定住人口を確保していくことが課題といえます。

世帯数は、核家族化や単身世帯の増加等により、平成 12 年以降も増加し、平成 27 年には 4,300 世帯となりますが、その後は減少し、平成 32 年には 4,200 世帯になると予測されます。人口の減少と世帯数の増加により、一世帯当たり人口も平成 27 年には 2.93 人、平成 32 年には 2.86 人に減少することが予測されます。

就業人口は、平成 7 年以降減少を続け、平成 27 年には 6,100 人、平成 32 年には 5,600 人になると予測されます。産業別には、第 1 次産業は横ばい、第 2 次産業は減少傾向にあり、第 3 次産業は平成 22 年までは増加しますが、その後は減少するものと予測されます。

表 両村の将来人口推計

区分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
総人口		14,251	13,966	13,600	13,100	12,600	12,000
年 齢 別	年少人口 (0～14 歳)	2,638	2,090	1,700	1,400	1,300	1,100
		18.5%	15.0%	12.5%	10.7%	10.3%	9.2%
	生産年齢人口 (15～64 歳)	9,362	9,318	9,100	8,600	7,600	6,700
		65.7%	66.7%	66.9%	65.6%	60.3%	55.8%
	老年人口 (65 歳以上)	2,243	2,558	2,800	3,100	3,700	4,200
		15.7%	18.3%	20.6%	23.7%	29.4%	35.0%
世帯数		3,918	4,049	4,200	4,300	4,300	4,200
	一世帯当たり人数	3.64	3.45	3.24	3.05	2.93	2.86
就業人口		7,150	7,042	6,900	6,600	6,100	5,600
	第 1 次産業	326	322	300	300	300	300
	第 2 次産業	3,667	3,248	2,900	2,600	2,300	2,000
	第 3 次産業	3,157	3,472	3,700	3,700	3,500	3,300

注 1 総人口の推計は、平成 7 年と平成 12 年の国勢調査による男女別、年齢 5 歳階級別人口の結果を用い、「コーホート変化率法」により、推計しています。

注 2 世帯数の推計は、平成 12 年の国勢調査における、男女年齢別人口の世帯主の割合を求め、その割合が一定で推移すると仮定し、男女別年齢別推計人口に、その割合を乗じて算出しています。

注3 就業人口の推計は、平成12年の国勢調査の産業別において、男女年齢別の就業人口が示されているので、総人口における就業人口の割合を求め、その割合が一定で推移すると仮定し、推計総人口にその割合を乗じて算出しています。

注4 上記データは、分類不能なものを除いていますので、合計と一致しない場合があります。

IV 建設の基本方針

1 まちづくりの目標

21世紀に入り日本は成熟社会を迎え、人々の生活の質を重視する時代となり、自然とのふれあいや人々の交流が求められています。特に、少子高齢化による核家族や、高齢単身世帯が増加する中で、住民は「高齢者等にやさしい福祉のまち」や「自然環境を大切にするまち」を望んでおり、地域社会を基礎に人々が支え合い、身近な自然を協働して守り育んでいくことが、豊かなまちをつくることになります。また、すべての住民が、住み慣れたまちで安心して安全に暮らすために、ユニバーサルデザイン注1の考え方を取り入れた生活環境づくりなど、新しい視点に立ったまちづくりも求められています。このような状況を踏まえて、新町のまちづくりの3つの目標を設定します。

注1 ユニバーサルデザインとは、社会は、性別、年齢、障害の有無など多様な人が暮らしていることから、すべての人が使いやすい施設やモノを創る、みんなの（万人の）ことを考えて計画することです。

（1）人と自然が共生する美しいまち

私たちを取り巻く自然環境は、農林業という人々の営みを通して育まれ、その豊かさを維持してきました。そのため、農林業や観光、レクリエーションを通して新町の自然に親しむ多様な人々との交流を通して水と緑の豊かな環境を守り、育みます。また、水と緑の自然環境にふさわしい美しいまちづくりと、美しい心を持つ人づくりを目指します。

（2）地域資源を活かし、新しい地域を創造するまち

私たちの生活を支えてきた、自然、歴史、文化等の地域資源を大切にして次世代に継承するとともに有効に活用し、新しい地域文化、地域産業を創造し、魅力あるまちづくりを目指します。また、太陽光、バイオマスエネルギーなどの新エネルギーを積極的に利用し、地域の未利用エネルギー活用による循環型社会の形成を目指します。

（3）人々が協働する活力あるまち

住民、企業、行政はもとより、新町に関わりを持つ人々との協働により、活力ある地域社会を形成するとともに、一人ひとりが生きがいを持ち、支え合う、自立したまちづくりを目指します。

2 基本方針

まちづくりの目標を具体化するために、7つの基本方針を設定します。

（1）生活基盤の整備・保全

住民生活の基盤となる水と緑の自然環境を保全するとともに、環境に調和し、地場産材を活用した美しい景観づくりを進めます。住民生活に便利な道路交通網の整備や、

住民の身近な施設の整備を進めます。

(2) 生活環境の整備・保全

住民の快適な生活環境を確保するために、上下水道の供給処理施設の整備を図るとともに、ごみの減量化、資源化を促進し、環境にやさしい循環型地域社会づくりを進めます。防災、防犯体制を整備し、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(3) 福祉・保健・医療の充実

住民生活を支える、福祉、保健、医療の充実を図り、子どもたち、高齢者、障害者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。また、すべての住民が健康で生きがいを持って生活し、お互いに支え合う地域社会をつくりまします。

(4) 教育・文化の創造・継承

住民一人ひとりの学習ニーズに応じた生涯学習を通して、心豊かな生活を実現するとともに、町を担う人材を育て、新たな地域文化の創造と世代間交流を通して、歴史ある文化の継承を進めます。また、子どもたちの教育環境を整備するとともに、学校、家庭、地域が連携し、町全体で子どもたちを育てる環境をつくりまします。

(5) 地域産業の創出・活性化

多様な担い手を確保することにより、農林業の活性化を図るとともに、地域の伝統産業である木工、建具の普及を図ります。また、地域資源を発掘し、有効に活用することにより、新たな観光産業を創出します。

(6) 地域コミュニティの形成

人権を尊重し、一人ひとりの人権が大切にされる連帯感のある地域をつくるために、住民自身が主体的にまちづくりに関わり、地域の課題を改善する体制を整備します。

(7) 計画的な行財政運営

住民への情報公開を進め、住民参加による行財政運営を進めます。また、限られた財源を有効に活用するとともに、住民等と協働による施策の実施や、新たな財源の確保を図ります。

3 土地利用方針

限られた資源である土地については、公共の福祉を優先し、計画的な利用を図るものとし、水と緑の自然環境の保全を基本に、自然環境と調和し、環境への負荷の少ない土地利用を進めます。また、「木のむら・都幾川、里山・玉川」それぞれの特性を活かした土地利用を図ります。

(1) 中心市街地地域

明覚駅を中心とする県道大野東松山線沿道の区域で、公共施設や商業施設が立地し

ており、住民生活の中心的な機能を有する地域として、便利で快適な環境を整備します。

(2) 住居地域

中心市街地外縁、県道大野東松山線及び県道飯能寄居線沿道の住宅地は、道路、排水施設等の基盤整備と特色ある町並み形成を図るとともに、無秩序な宅地開発の防止に努めます。また、各地域の中心集落は、生活圏の中心としての機能を強化します。

(3) 工業地域

既存の工業施設が立地する地域を対象に、周辺環境と調和し、環境への負荷の少ない企業や、地元産業と連携した企業の誘致を図ります。

(4) 農業地域

農業振興地域の農用地区域を主とする農地で生産基盤の整備を進め、優良農地の保全を図るとともに、遊休農地を有効に活用し、住民や都市住民との交流の場づくりを進めます。

(5) 森林地域

林業のための植林地域で林業生産環境の整備を図るとともに、林産物生産の場として活用します。また、国土保全、水源かん養、教育、レクリエーションなど森林の公益的機能を活かし、観光、レクリエーションの場づくりを進めます。また、針葉樹中心の植林事業を見直し、広葉樹の植林を行うことにより、季節感豊かで保水能力の優れた森林を育成します。

(6) 観光レクリエーション地域

森林や水辺の自然資源や慈光寺、小倉城跡など、歴史資源を活かした観光、レクリエーションの拠点整備を進めます。

4 地域のまちづくりの方針

(1) 地域のまちづくり

住民自治を進め、自立したまちづくりを進めるためには、住民がわかりやすく、日常的に交流し行動する範囲で、自ら地域の課題を解決し、改善する取組を進めることが大切です。そのために、行政区など住民の日常生活圏を単位として活用し、住民自身が地域の環境、資源を見直し、改善、活用するまちづくりを進めます。

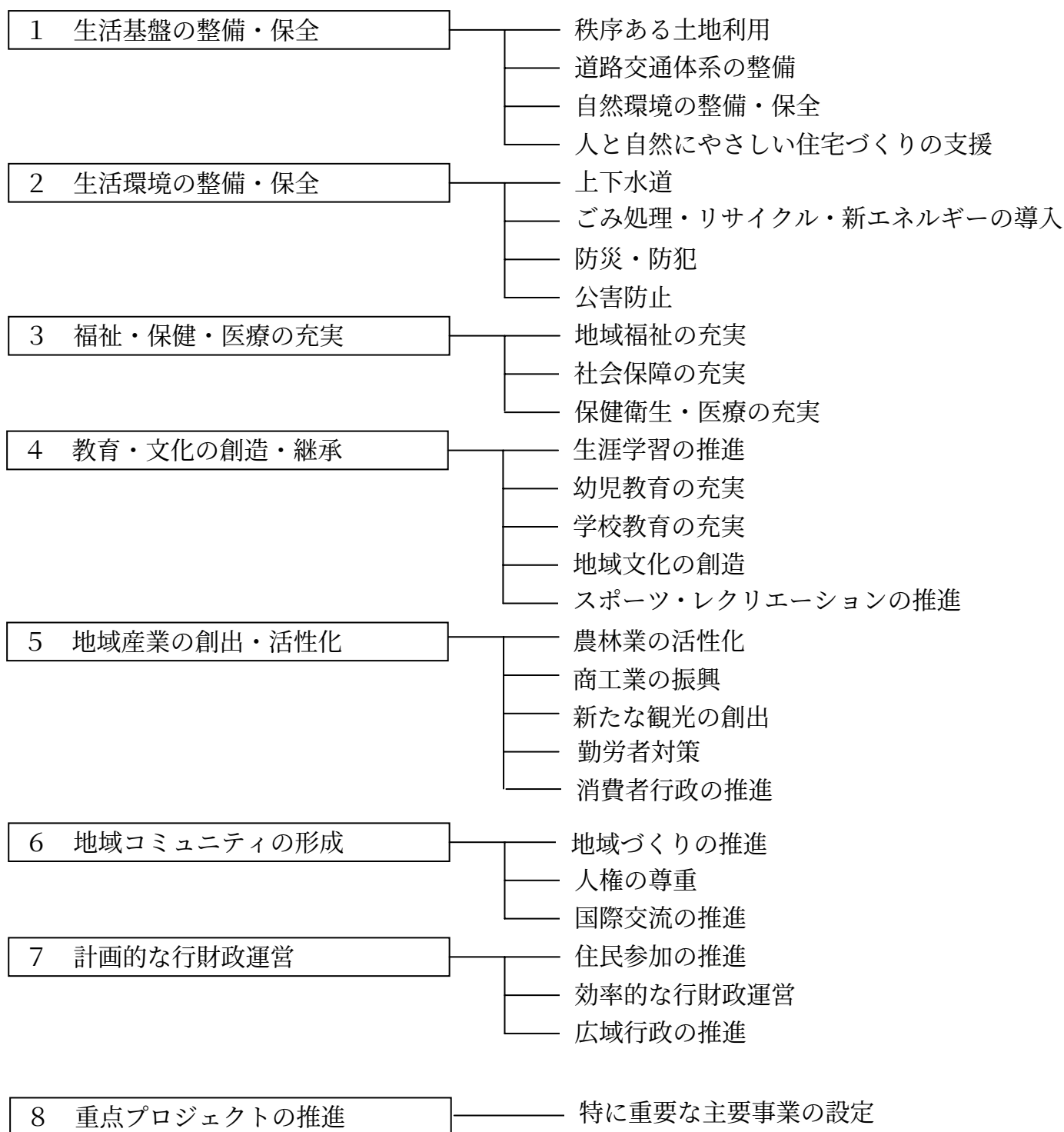
(2) まちづくり体制の整備

合併を契機に、一層の住民自治を進めるために、各地域の住民の主体的なまちづくりの取組とそれを支援する行政の体制づくりを進めます。

V 新町の施策

新町の迅速な一体化を推進し、均衡ある発展と住民の福祉の向上を図るために、基本方針に基づく以下の施策体系による部門別の施策と主要事業を進めます。また、まちづくり目標の実現及び両村の連携に必要となる重点プロジェクトを設定し、事業を推進します。

図 施策体系



1 生活基盤の整備・保全

(1) 秩序ある土地利用

住民及び来訪する人々とともに、水と緑の豊かな自然環境を保全し、「木のむら・里山」にふさわしい、美しく魅力ある景観づくりを進めます。また、まちの中心部、住宅地、農山村集落、工業立地地域等、地域の特性に応じた土地利用、景観形成により、住民生活の向上を図ります。秩序ある土地利用の基本となる土地の現況を把握するために地籍調査を進めます。

また、自然環境や生活環境の悪化を未然に防止するために、適切な開発指導・誘導を行います。

(2) 道路交通体系の整備

住民生活の基本となる公共交通機関の充実のために、バス路線の整備、拡充を図るとともに、観光客が利用しやすい交通体制の整備を図ります。

また、町内外のネットワークを形成する幹線道路や橋梁の整備と、公共施設利用や生活の利便性を高める町道の整備を進めます。

さらに、子どもたちや高齢者等交通弱者の安全を確保するために、交通安全施設の整備を図るとともに、交通安全体制を強化します。

(3) 自然環境の整備・保全

水と緑のネットワークを形成する遊歩道・散策路や地域の拠点となる公園、広場等、自然環境を活かした施設の整備を進めます。また、身近な水路、遊休地等を活用し、住民が主体となった地域緑化や自然環境の再生、子どもたちの遊びの空間づくりを進めます。

自然保護に関する広報、環境教育等を進め、住民による自然保護活動を促進します。

また、広葉樹が利用されなくなったことにより歩くことも困難になった里山を、森林浴や散策などに利用できる山に整備し、人々に憩いの空間を提供します。

(4) 人と自然にやさしい住宅づくりの支援

自然や農山村集落の環境に調和し、地場産材を活用した健康住宅づくりを支援します。また、介護保険制度等の福祉保健施策と連携した高齢者、障害者の生活に配慮した住宅づくりとともに、子育て世代の定住を支援します。

【主要事業】

1 生活基盤の整備・保全	
主 要 事 業	事 業 概 要
地籍調査事業	○ 土地利用の高度化と地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づく地籍調査を実施
路線バス運行事業	○ 生活路線として新町地域間相互の距離を縮めるよう広域的な運行を実施
生活道路・橋梁・踏切整備事業	○ 町内外のネットワークを形成する幹線道路や橋梁を整備 ○ 教育施設や公共施設利用の生活利便性を高める町道と踏切を整備
ふるさとデザインプロジェクト	○ 域内のデザインの統一的基準を設け、道路標識等を統一するとともに、観光コースの設定に従い、統一した案内板を順次設置 ○ 商店街など個性あるまちづくりを支援し、デザインの個性化と統一化の同時達成
都幾川遊歩道整備	○ 水と緑のネットワーク事業として一級河川都幾川の河川整備計画に併せ遊歩道を整備
里山整備事業	○ 里山を森林浴や散策などに利用できる山に整備

2 生活環境の整備・保全

(1) 上下水道

安全な水を安定的に供給するため、県水受水施設や既存の水道施設の再整備を行うとともに、山間部の簡易水道組合の施設の再整備も行います。

町が設置主体となった高度処理型浄化槽の普及を図り、住民生活の向上と水質汚濁防止を図ります。

(2) ごみ処理・リサイクル・新エネルギーの導入

小川地区衛生組合によるごみ・し尿処理施設及び体制の充実を促進します。

また、ごみ減量化と資源の有効活用を図るために、生ゴミ処理器の普及、リサイクル運動の促進、木工廃材の有効活用など住民が主体となった循環型社会の形成に向けた取組を促進します。また、学校・役場などの施設、公共機関へ新エネルギーを導入し、温暖化防止への先導的な取組を行います。

(3) 防災・防犯

災害危険個所の監視、改善を進めるとともに、地域防災計画を見直し、総合的な防災体制の確立を図ります。防災無線等を活用した災害時の情報伝達網を整備します。自主防災組織の育成を図り、消防組織と連携した地区ごとの防災体制の確立を図ります。

犯罪のない安心して暮らせる安全な地域社会をつくるために、警察等の関係組織との連携を図るとともに、自らの地域は自らが守るという連帯意識のもとに行われる自主防犯活動を支援し、住民への防犯に対する情報の提供、相談体制の整備を図ります。

(4) 公害防止

公害を未然に防止するための指導体制を充実させるとともに、ゴミの不法投棄防止などの監視体制を強化します。住民と連携した公害防止パトロール体制を充実します。

【主要事業】

2 生活環境の整備・保全	
主 要 事 業	事 業 概 要
県水受水施設整備事業	○ 安全な水を安定的に供給するため、県水受水施設の整備
合併処理浄化槽設置管理事業	○ 町が設置主体となり高度処理型浄化槽を個人宅に設置し管理
簡易水道整備事業	○ 山間部の簡易水道組合の施設を再整備
災害情報伝達網の整備	○ 災害時の非常連絡を行うため、情報伝達網の整備
新エネルギー導入事業	○ 木工廃材、間伐材等木質バイオマスエネルギーの利用事業への取組、太陽光発電等の公共施設への導入

3 福祉・保健・医療の充実

(1) 地域福祉の充実

住民が住み慣れた家庭や地域でいきいきと暮らすために、お互いに支え合う体制づくりを進めます。そのために、地域福祉計画の策定、社会福祉協議会、ボランティア団体等の関係団体の育成と相互交流を進め、住民、企業、行政が連携した地域福祉活動を促進します。

高齢者福祉は、高齢者が生きがいを持って安心して暮らすために、各種制度の利用促進や移送サービスの充実を図るとともに、地域や町事業において高齢者の経験や知恵を活かした活動の場を広げます。

児童福祉は、核家族化が進行する中で、安心して子育てできる環境づくりのために、保育施設、保育内容の充実や、関係団体、関係機関等との連携による相談体制の充実を図るとともに、医療費負担の軽減を進めます。また、地域の子育て支援の拠点となるように、子育て支援センター事業の充実を図ります。

障害者福祉は、障害者や家族が安心して生活できるために、障害者のニーズを的確に把握し、個々のニーズに応じた在宅福祉サービスを提供するとともに、居住環境の改善を図ります。また、障害者の社会参加を促進するために、住民の福祉活動への啓発、参加を進め、ノーマライゼーションに基づく施設整備を促進します。

(2) 社会保障の充実

全ての住民が安定した生活を送るために、要保護世帯の生活実態を的確に把握するとともに、制度の紹介や相談指導の充実を図り自立を支援します。

国民健康保険制度は、啓発活動を強化し適用適正化を促進するとともに、収納率の向上を図り、健康づくり事業と連携して財政の健全化を図ります。

国民年金制度は、老後の所得保障としての重要性の理解を深めるとともに、相談体制を強化し未加入者の加入を促進します。

(3) 保健衛生・医療の充実

「自分の健康は自分で守る」視点を重視し、住民自身による健康づくりのために、健康教育・指導及び健康診査の充実を図るとともに、関係団体と行政が連携した健康づくり活動を進めます。

また、新町には医療機関が少ないため、広域的な救急医療体制の充実を要請するとともに、住民自らが救急救命措置を身につけるための啓発活動や、住民と地域の医療機関の日常的な連携体制づくりを支援します。

【主要事業】

3 福祉・保健・医療の充実	
主 要 事 業	事 業 概 要
指定保養所利用補助事業	○ 60 歳以上の者、障害者手帳保持者及び温泉入浴が疾病に効果がある旨の医師の証明を有する者に対し、利用補助券を交付
福祉鍼灸マッサージ補助事業	○ 町の指定する鍼灸マッサージ治療所等を利用する 70 歳以上の高齢者及び乳幼児等に対し、補助金を交付
乳幼児医療費支給事業	○ 乳幼児に対する医療費の一部を支給
子育て支援児童医療費支給事業	○ 少子化対策の一環として、既に実施中の乳幼児医療費を基礎とし、子育て支援児童医療費を小学校 1 年生～ 3 年生を対象として実施
移送サービス事業	○ バスやタクシーなどの公共交通機関の利用が困難な「高齢者」や「障害者」の外出を支援するため、移送サービス事業を実施 ○ NPO 等による既存サービスとの連携も検討

4 教育・文化の創造・継承

(1) 生涯学習の推進

「いつでも、どこでも、だれでも学べる」生涯学習社会の実現のために、既存施設を有効に活用した生涯学習を推進するとともに、関係団体や住民が主体となった生涯学習の推進体制づくりを進めます。そして、住民一人ひとりの学習ニーズに応じた多様な学習プログラムを提供し、生涯学習活動を支援します。

生涯学習を、町を支える人づくり事業として位置づけ、住民が安心して暮らせるための明るい地域づくりに貢献できる人材育成の柱として、様々な分野の指導者やボランティアなど、地域づくりの多様な人材を育成します。

(2) 幼児教育の充実

人間形成の基礎を養う幼児教育の充実を図るため、幼稚園、保育所、小学校の連携及び家庭、地域、行政の連携を強化し、幼児期の発達や教育問題に対する相談体制を整備します。また、家庭教育や地域の教育環境を充実するため、幼児教育に関する学習・情報提供を進めます。

(3) 学校教育の充実

児童・生徒が自ら学び自ら考え「生きる力」を身につけるために、一人ひとりの個性に応じた指導・相談体制と教育内容の充実を図るとともに、町の特徴を活かした総合的な学習の時間や体験学習、高度情報化に対応した情報教育、国際化に対応した国際理解教育など、特色ある教育を進めます。

また、小中学校の耐震補強、大規模改修を進めるとともに、学校設備の整備、充実を図ります。

さらに、大学や高等学校との連携を強め、学校教育や生涯学習プログラムの充実を図ります。

なお、安全で質の高い給食を提供するために、施設の充実はもとより、学校給食への地場産農産物の積極的な活用など、「生きた教材」として食育の指導を推進します。

(4) 地域文化の創造

新町には国宝を有する寺社をはじめ、屋敷跡、城跡など歴史ある地域資源があることから、これらの歴史資源を保全するとともに、住民生活に活かしたまちづくりを進めます。また、文化財や伝統行事などを次世代に保存・継承するとともに、住民が主体となった新たな芸術、文化の創造を進めます。

さらに、地域の学習、文化活動への青少年の参加を図り、地域で青少年が豊かに育つ環境をつくれます。

(5) スポーツ・レクリエーションの推進

住民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむために、既存施設及び新町の豊かな自然環境を有効に活用した場づくりや活動プログラムの提供を進めます。また、

スポーツ・レクリエーション団体及び指導者を育成します。

【主要事業】

4 教育・文化の創造・継承	
主 要 事 業	事 業 概 要
小中学校耐震補強事業	○ 小中学校施設の耐震事業を推進
小中学校施設整備事業	○ 校舎、屋内運動場、外壁等の改修等及び木質化事業
史跡整備事業	○ 慈光寺、小倉城跡等の史跡整備事業
国際化に対応した教育の推進	○ 小中学生に対し外国語についての学習プログラムを構築 ○ 中学生を海外に派遣し外国での生活を体験
スポーツ・文化エキスパート派遣事業	○ スポーツ少年団、中学校部活動において、専門的技術指導のできるエキスパートを派遣
公共施設等大規模改修事業	○ 公民館等公共施設の耐震補強やバリアフリー化など現在の施設設備の要件に適合化、老朽箇所の修繕をあわせて実施
たまがわの里づくり推進事業	○ 緑と自然の博物館である「里山文化園」を、住民の憩いの場として、また環境教育、自然体験活動の場として整備
大学との地域協定	○ 大学に研究フィールドを提供し、大学から人材や情報、施設などの提供を受けることで町と大学の相互の活性化

5 地域産業の創出・活性化

(1) 農林業の活性化

農林業は従事者の減少や高齢化により停滞してきたことから、住民相互の協力や農林業や自然環境に関心のある多くの人々との協働により活性化を図ります。

農業は、農業生産や農村生活基盤となる農地、農道等の整備を促進し、担い手への農地集積や新規参入者を募るとともに、農業が体験できる施設や生産者と消費者のふれあいの場の整備を進めます。また、各地域において、次世代を担うリーダーの発掘、育成を図るとともに、遊休農地を有効に活用した農業体験や交流の場づくりを進めます。

林業は、林道等の基盤整備や、森林とのふれあい、森林資源の活用、林業振興の拠点の整備を進めるとともに、林業従事者の育成を図ります。また、間伐材の利用、しいたけ等の特用林産物の振興を図り、ふるさと産品としての活用を図ります。

また、木材の公共施設利用や地場木材を活用した住宅づくりを支援し、地域内の木材需要の拡大を図ります。

また、特産作物の導入や減農薬、減化学肥料、有機栽培等の消費者ニーズに応じた生産、農産物加工による観光農業の振興と地場産業としての定着を図ります。

(2) 商工業の振興

商業は、住民の身近な存在として、また、観光客や来訪者にとっても、魅力ある商店街として、買い物空間等の環境整備を図ります。また、地元農林業と連携した農林産物の加工や販売など特色ある商業振興を図るとともに、商工会や商業者団体と連携し、経営の近代化や新たな商品開発を支援します。

工業は、地場産業である木工・建具産業の振興のために、協働化の推進、異業種交流の促進を図るとともに、建具会館と連携した地元建具のPR、木工体験等の情報発信を進めます。また、公共施設における地元建具の活用、民間施設や住宅での活用を支援し、住民、観光客が身近にふれる機会を拡大します。

新たな工業の誘致は、既存工業施設立地地区を対象とし、周辺環境に調和し地域活性化や雇用促進に寄与する施設、バイオマス技術など地域産業と関連する新たな産業などの導入を検討します。また、企業の近代化、研究開発、経営改善等の取組の支援や商工団体への支援を進め、地元企業の育成を図ります。

さらに、商工業、農林業等地域産業の活性化に寄与するまちおこしの拠点の整備・拡充を図ります。

(3) 新たな観光の創出

町の歴史文化施設、自然観察施設、豊かな自然環境、農林産物など多様な地域資源の発掘、ネットワーク化などにより、新たな観光産業を興します。また、住民自身が地域の魅力を見直し、活用する活動を支援するとともに、来訪者や観光客がともに楽しむことのできる観光を進めます。

また、来訪者や観光客への情報発信拠点となる施設を位置づけ、各地域の資源や催

し物を紹介するとともに、各地域を回遊するルートを設定、整備することにより、地域活性化を図ります。また、自然体験、農林業体験（エコツーリズム、グリーンツーリズム等）など、地域独自の観光スタイルを確立します。

（４）勤労者対策

町内企業や農林業に就業する勤労者が、働きやすい環境を整備するとともに、公共施設を利用した余暇・研修活動を進めます。また、女性、高齢者、障害者等の雇用の促進と安定を図るとともに、住民による新たな産業、産品開発等の起業を支援します。

（５）消費者行政の推進

消費生活に関する相談の充実を図り、消費者セミナーや研修会等による消費者の教育、啓発を進めるとともに、消費者団体の育成を図り、住民の自主的な活動を支援します。

【主要事業】

5 地域産業の創出・活性化	
主 要 事 業	事 業 概 要
中山間地域総合整備事業	○ 農道、農業集落道、市民農園を整備
新山村振興等農林漁業特別対策事業	○ 巨木の里、ふれあいの里を整備
林業・木材産業構造改革事業	○ 森林管理道馬生線を開設 全体計画 延長＝800m、幅員＝4 m
緑の雇用事業	○ 森林作業に従事する人を訓練・育成するととも林業における雇用を創出
地産地消事業	○ 地域営農集団等育成事業：各地域（大字、行政区等）の次世代リーダーを掘り起こし、地域リーダーを中心とした営農集団、農産物加工団体を育成 ○ 遊休農地解消事業：各地域の遊休農地を解消するため、農機具、農業資材、農産物種子の購入等に補助
温泉スタンド設備整備	○ 温泉設備の維持管理に必要な整備と機器の更新
商工・農林祭	○ 商工祭、農林祭を開催
農・商・工業が連携した地域活性化施設の整備	○ 農業・商工業と観光の振興、町活性化のため、町おこしの拠点を整備
基盤整備促進事業	○ 地域実態に即した土地基盤を整備 ○ 担い手等への農用地利用の集積

6 地域コミュニティの形成

(1) 地域づくりの推進

各地域ごとに、住民自身が地域環境を見直し、改善を進める活動を支援し、自立した地域づくりを進めます。また、地域活動に関する情報の収集、提供を進めるとともに、地域計画の策定及び実践を支援し、相互交流による活動内容の充実と活動組織の確立を図ります。

また、既存施設を有効に活用した地域拠点を整備するとともに、行政の支援体制を整備します。

(2) 人権の尊重

人権尊重のまちづくりのため、多様な機会を通して同和問題をはじめとする様々な人権教育・啓発を推進します。また、男女平等意識の啓発を図るとともに、女性の社会参画を促進するために、子育て支援や就労条件の整備を図ります。

また、町に住む外国人が言葉や生活習慣の違いにより差別されることがないように、地域との交流を促進し、相互理解を深めます。

さらに、複雑多様化する家庭の問題や悩みごとを、安心して気軽に相談できる、相談支援体制の充実を図ります。

(3) 国際交流の推進

住民の各階層の国際的視野を広げるとともに、生涯学習において外国語や外国文化を理解し、国際感覚を身につける活動を進めます。

【主要事業】

6 地域コミュニティの形成	
主 要 施 策	事 業 概 要
地産地消事業（再掲）	○ 地域営農集団等育成事業：各地域（大字、行政区等）の次世代リーダーを掘り起こし、地域リーダーを中心とした営農集団、農産物加工団体を育成
地区活性化プラン実践事業	○ 地域コミュニティの活性化のために、行政区等住民に身近な地区での住民によるまちづくりプラン策定と実践を支援
閉校校舎有効活用事業	○ 閉校校舎を利用し、山間部の地域活性の拠点として整備
総合相談窓口設置事業	○ 各種の相談窓口を集約し、暮らしにかかわる諸問題について取り扱う総合窓口を設置
国際に対応した教育の推進（再掲）	○ 小中学生に対し外国語についての学習プログラムを構築 ○ 中学生を海外に派遣し外国での生活を体験

7 計画的な行財政運営

(1) 住民参加の推進

行政への積極的な住民参加のために、広報誌やインターネットなど多様な手段を活用して積極的に行政情報の公開を図るとともに、住民の意見を的確に把握する広聴活動を進めます。

また、新たな施策や施設の検討に当たっては、調査研究段階から住民が参加し、行政と協働して検討、提案する仕組みを確立します。

各種審議会の有効活用を図るとともに、今後のまちづくりを研究、提案する組織の設置を検討します。

住民との協働による施策の実施を図るとともに、町の取組に共感する県民、来訪者の組織づくりと施策への支援活動を進めます。

(2) 効率的な行財政運営

住民とともに問題を解決する視点を持った職員を育成するとともに、多様なニーズに対応する柔軟な行政運営を進めます。また、既存の施設を有効に活用し、住民が利用しやすい施設運営と職員体制を確立します。

限られた財源を有効に活用するために、事務事業の効率化や計画的な行財政運営システムを確立するとともに、多様な財源の確保に努めます。また、住民やNPOなどとの協働による施策展開や行財政運営等、新たな方策を検討します。

(3) 広域行政の推進

住民の行政需要に対応した広域行政を推進するとともに、近隣市町村と連携した観光、地場産業の育成を進めます。また、人事交流により職員の視野を広げます。

【主要事業】

7 計画的な行財政運営	
主 要 事 業	事 業 概 要
貸借対照表・コスト計算書作成事業	○ 会計年度終了後、貸借対照表・コスト計算書を作成
事業評価システム	○ 事務事業の事後の段階において評価シートを用いて検証し、事業の再構築及び再編成を行い、成果重視の行政への転換を図るとともに、職員の意識改革を推進

8 重点プロジェクトの推進

新町のまちづくりの基本を踏まえ、両村の連携を強め交流を促進し、まちづくりの3つの目標を実現するために、主要事業の中から以下の事業を重点プロジェクトとして位置づけ、推進を図ります。

(1) 美しいまちづくりプロジェクト

新町の象徴である水と緑の自然環境を保全し、集落や町並みの美しい景観づくりを進めます。

主 要 事 業	事 業 概 要
ふるさとデザインプロジェクト	○ 域内のデザインの統一的基準を設け、道路標識等を統一するとともに、観光コースの設定に従い、統一した案内板を順次設置 ○ 商店街など個性あるまちづくりを支援し、デザインの個性化と統一化の同時達成
合併処理浄化槽設置管理事業	○ 町が設置主体となり高度処理型浄化槽を個人宅に設置し管理
里山整備事業	○ 里山を森林浴や散策などに利用できる山に整備

(2) 新しい地域創造プロジェクト

自然、歴史、文化自然を活用した拠点づくりとネットワーク形成により新たな観光の創出と、未利用資源を有効に活用した循環型社会をつくります。

主 要 事 業	事 業 概 要
新エネルギー導入事業	○ 木工廃材、間伐材等木質バイオマスエネルギーの利用事業への取組、太陽光発電等の公共施設への導入
史跡整備事業	○ 慈光寺、小倉城跡等の史跡整備事業
たまがわの里づくり推進事業	○ 緑と自然の博物館である「里山文化園」を、住民の憩いの場として、また環境教育、自然体験活動の場として整備
農・商・工業が連携した地域活性化施設の整備	○ 農業・商工業と観光の振興、町活性化のため、町おこしの拠点を整備

(3) 活力と安心のまちづくりプロジェクト

地域づくりに関わる多様な人材の発掘、育成を図り、住民の主体的な取組を支援し、活力と魅力にあふれ、安心して生活できるまちづくりを進めます。

主 要 事 業	事 業 概 要
地産地消事業	○ 地域営農集団等育成事業：各地域（大字、行政区等）の次世代リーダーを掘り起し、地域リーダーを中心とした営農集団、農産物加工団体を育成
地区活性化プラン実践事業	○ 地域コミュニティの活性化のために、行政区等住民に身近な地区での住民によるまちづくりプラン策定と実践を支援
<u>災害情報伝達網の整備</u>	<u>○ 災害時の非常連絡を行うため、情報伝達網の整備</u>
<u>小中学校耐震補強事業</u>	<u>○ 小中学校施設の耐震事業を推進</u>

(4) 両村の連携強化プロジェクト

公共施設利用等の住民生活の利便性を確保するために、道路交通ネットワークの強化と、交通サービスの充実を図ります。

主 要 事 業	事 業 概 要
路線バス運行事業	○ 生活路線として新町地域間相互の距離を縮めるよう広域的な運行を実施
生活道路・橋梁・踏切整備事業	○ 町内外のネットワークを形成する幹線道路や橋梁を整備 ○ 教育施設や公共施設利用の生活利便性を高める町道と踏切を整備
移送サービス事業	○ バスやタクシーなどの公共交通機関の利用が困難な「高齢者」や「障害者」の外出を支援するため、移送サービス事業を実施 ○ NPO等による既存サービスとの連携も検討

VI 新町における県事業の推進

1 埼玉県役割

新町は、美しい山並みと豊富な森林資源を有し、都幾川などの潤沢な水に恵まれており、この豊かな自然と風土を生かした地域づくりに努めています。

新町のまちづくりに当たり、県は「埼玉県長期ビジョン」「彩の国5か年計画21」に基づき、地域の発展のための様々な施策を展開し、新町の速やかな一体化と、個性ある自立性の高い地域づくりを積極的に支援することとしています。

2 新町における埼玉県事業

(1) 骨格となる道路の整備

住民の様々な地域間活動を盛んにするとともに、速やかな新町の一体化を図るため、まちづくりの根幹となる県道の整備を進めます。

(2) 河川の改修

住民が安心して生活できるよう、台風や大雨からの水害を防ぐため、豊かな自然環境との調和を図りながら、河川の改修を計画的に進めます。

(3) 森林の適正管理

大気浄化や水源かん養、災害の未然防止など、森林の持つ公益的機能の維持向上を図るため、森林の適正な整備を計画的に進めます。

さらに、森林の適正な管理のための担い手の育成・確保や、森林ボランティア活動を支援します。

(4) 中山間地域農業の基盤整備

農林業の生産条件や生活環境条件の不利な中山間地域の活性化を図るため、農道などの生産基盤や、集落間連絡道路などの生活環境基盤の整備を促進します。

(5) 安全なまちづくりの推進

子どもや高齢者をはじめとする歩行者、自転車等の交通安全を確保するため、自歩道の整備を進めます。

また、犯罪のない安全・安心なまちを築くため、地域ぐるみの自主防犯活動を支援します。

(6) 地域福祉の充実

児童福祉や障害者福祉、高齢者福祉などのサービスの充実を図ります。

子どもの心の健康づくり推進、児童虐待予防や虐待対応に関する取組など、子どもを守り健全な育成を図るため、福祉保健総合センターや児童相談所による支援の充実に努

めます。

地域医療についても積極的に支援し、新町を含む比企地域における救急医療体制の整備を支援します。

【主要な事業】

主 要 施 策	主 要 事 業
骨格となる道路の整備	・ 一般県道の整備 大野東松山線
河川の改修	・ 河川の改修 都幾川 氷川 雀川
森林の適正管理	・ 治山施設等の整備 ・ 林業担い手の育成支援 ・ 森林ボランティアの活動支援
中山間地域農業基盤の整備	・ 基金による中山間地域の保全 ・ 農道等の農業基盤整備の促進 ・ 地域特産物の振興対策
安全なまちづくりの推進	・ 自主防犯活動の支援 ・ 歩道の整備 一般県道 大野東松山線
地域福祉の充実	・ 児童相談所による支援の充実 ・ 福祉保健総合センターによる支援の充実 ・ 救急医療体制整備の支援

VII 公共施設の統合整備計画

公共的施設の統合整備は、効率的な施設の整備、活用、運営を図るとともに、住民生活への急激な変化や住民サービスの著しい低下を及ぼさないように十分配慮し、地域の特性や全町的なバランス、財政事情に考慮し、整備することを基本とします。

新たな公共的施設は、既存施設の有効活用を検討し、老朽化等により既存施設では有効に機能しない場合に整備するものとします。また、小中学校、保育所は、今後の人口動向や地域特性を考慮し既存施設のあり方を検討します。

両村の役場庁舎は、本庁舎及び分庁舎として活用します。

各地域の地域づくり活動を支援するために、既存施設を活用した地域づくり拠点を整備します。

VIII 財政計画

財政計画は、新町の建設計画に定められた施策を実施するために、今後の財政見通しを総体的に明らかにするとともに、限られた財源の効率的な運用を図り、適切な財政運営を行うために策定するものです。

財政計画は、現行制度を前提として、10年間の期間としますが、特例措置が終了した後も、健全な行財政運営を継続することを基本として、新町建設計画に基づく事業実施に伴う財政への影響、合併による経費の削減効果、国の財政支援措置等を反映させ計画します。

計画は、普通会計ベースで作成し、歳入、歳出の主な内容は次のとおりです。

1 歳 入

- 町税については、今後の経済見通しを踏まえ、現行の税制度を基本とするとともに、生産年齢人口（推計）の減少が見込まれるため、抑制基調で見込んでいます。
- 地方交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併特例債の償還に係る交付税措置分や、その他の合併支援措置分（特別交付税）を見込んでいます。
- 国庫支出金については、過去の実績等から算定し、また、合併に係る財政支援分（市町村合併補助金）を見込んでいますが、新町建設計画事業に係る分は、国の財政構造改革の影響で、先行きが不透明であることから見込んでいません。
- 地方債については、新町建設計画事業の実施に伴い合併特例債を活用するほか、通常債などを見込んでいます。

2 歳 出

- 人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減分及び合併による特別職職員等の減を見込んでいます。
- 扶助費については、過去の実績等に基づくとともに、少子高齢化による影響額を反映し見込んでいます。
- 公債費については、平成16年度までの地方債借入れに係る償還予定額に、平成17年度以降の新町建設計画事業の実施に係る合併特例債、通常債などの償還見込額を加えています。
- 物件費については、過去の実績等に基づくとともに、事務事業の調整等に伴う経費の増減分を見込んでいます。
- 普通建設事業費については、新町建設計画事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。
- 補助費等については、一部事務組合負担金等の過去の実績等に基づき、均等に見込んでいます。

未 定 稿

財政計画

(単位：百万円)

		平成 1 8 年	平成 1 9 年	平成 2 0 年	平成 2 1 年	平成 2 2 年	平成 2 3 年	平成 2 4 年	平成 2 5 年	平成 2 6 年	平成 2 7 年
歳入	町税	1,380	1,374	1,369	1,363	1,357	1,348	1,338	1,329	1,320	1,310
	地方交付税	1,685	1,484	1,425	1,322	1,362	1,411	1,468	1,505	1,539	1,579
	国県支出金	616	616	616	556	556	556	556	556	556	556
	地方債	992	1,181	1,285	1,023	973	1,038	956	937	906	912
	その他	562	562	561	562	561	597	583	633	710	713
	合 計	5,235	5,217	5,256	4,826	4,809	4,950	4,901	4,960	5,031	5,070
歳出	人件費	1,292	1,295	1,303	1,293	1,253	1,241	1,239	1,227	1,229	1,203
	扶助費	396	398	401	403	406	408	411	413	415	418
	公債費	152	148	141	151	207	273	350	403	458	518
	物件費	904	859	816	775	737	737	737	737	737	737
	普通建設事業費	818	912	1,117	817	810	945	809	814	815	811
	補助費等	795	795	795	795	795	795	795	795	795	795
	その他	878	810	683	592	601	551	560	571	582	588
	合 計	5,235	5,217	5,256	4,826	4,809	4,950	4,901	4,960	5,031	5,070